

令和 2 年 2 月 1 日

お客様各位

糸魚川信用組合

預金規定等の改定及び電子化のお知らせ

当組合は、2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び令和2年4月施行の改正民法(債権法)を踏まえ令和2年4月1日より預金規定を下記のとおり改定いたします。

主な改定内容は以下の通りです、

①「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加、新たに当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項の新設。

②改正民法(債権法)において、定期預金の満期日前解約の取扱いの明確化、預金者の後見人等が後見制度の対象となった場合の届出の追加、各規定変更時の周知方法の新設。

また、本改定にあわせて、当該預金規定等を電子化し、当組合ホームページで最新の規定をご確認いただけることから、当組合窓口での規定等の配布を終了させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定日及び電子化実施日

令和2年4月1日(水)

*改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

2. 対象となる預金規定等

- ・普通預金規定(無利息型普通預金を含む)
- ・総合口座取引規定
- ・納税準備預金規定
- ・普通預金・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金共通規定
- ・期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ・自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ・自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
- ・自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
- ・変動金利定期預金規定
- ・据置後解約自由定期預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・積立式定期預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・通知預金規定
- ・当座勘定規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・自動継続変動金利定期預金規定
- ・自動継続据置後解約自由定期預金規定
- ・積立定期預金規定
- ・積立定期預金共通規定

- ・定期積金（スーパー積金）規定・休眠預金等活用法共通規定
- ・盗取された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補填ならびに本人確認の取扱いに関する特約

3. 主な改定内容

(例：普通預金規定)

10. (取引の制限等) … 新設

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引も制限を解除します。
- (4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

11. (解約等) … 一部追加 (2) ③を追加

- (1) (変更なし)。
- (2)① 変更なし
- ② 変更なし
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ 変更なし
- (3) (変更なし)
- (4) (変更なし)
- (5) (変更なし)

14. (規定の変更)…新設

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(例、普通預金・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金共通規定)

2. (成年後見人等の届出) 一部追加

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(例、期日指定定期預金規定)

2. (利息) 一部追加

- (1) 変更なし
(2) 変更なし
(3) この預金を定期預金共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払ます。

(例 定期預金共通規定)

4. (預金の解約、書換継続) 一部追加

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

4. 「各種規定集」は以下の URL よりご覧いただけます。

URL: <https://itoigawa-shinkumi.co.jp/kitei/>

以上